

歯科技工所の構造設備の詳細（構造設備基準関係）

項目	歯科技工士法 施行規則	状 態
① 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。	第13条の2 第1号	有・無
※「歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等」は、次のとおり <input type="checkbox"/> 防音装置 <input type="checkbox"/> 防火装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> 石こうトラップ <input type="checkbox"/> 空気清浄機 <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ) <input type="checkbox"/> 電気掃除機 <input type="checkbox"/> 分別ダストボックス <input type="checkbox"/> 防じん用マスク <input type="checkbox"/> 模型整理棚 <input type="checkbox"/> 書籍棚 <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 吸じん装置(室外排気が望ましい) <input type="checkbox"/> 歯科技工用作業台 <input type="checkbox"/> 材料保管棚(保管庫) <input type="checkbox"/> 薬品保管庫		
② 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。	第13条の2 第2号	適・否
③ 手洗設備を有すること。	第13条の2 第3号	有・無
④ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。	第13条の2 第4号	適・否
⑤ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10平方メートル以上の面積を有すること。	第13条の2 第5号	適・否
⑥ 照明及び換気が適切であること。	第13条の2 第6号	適・否
⑦ 床は、板張り若しくはコンクリート又はこれらに準ずるものであること。	第13条の2 第7号	適・否
⑧ 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。	第13条の2 第8号	適・否
⑨ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。	第13条の2 第9号	有・無
⑩ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。	第13条の2 第10号	有・無
⑪ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。	第13条の2 第11号	有・無
⑫ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。	第13条の2 第12号	有・無
⑬ リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていること。	第13条の2 第13号	有・無

備 考

- 1 備えている設備及び器具の前の□の中にレを付すこと。
- 2 「有」又は「無」のいずれか及び「適」又は「否」のいずれかを○で囲むこと。
- 3 歯科技工士室の平面図に機械、器具等の配置を記入すること。
- 4 歯科技工所情報の高槻市ホームページ(※)掲載について、いずれかを○で囲むこと。

歯科技工所の名称及び所在地の掲載を希望（する ・ しない）

(※) <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/38/2573.html>